

第5回千葉県大規模氾濫に関する減災対策協議会の議事について

第5回協議会の議事としては下記の2点となり、協議会規約の改定と地域の取組方針の改定となります。

■千葉県大規模氾濫に関する減災対策協議会規約について

(改定内容)

- ・組織改正に伴う所属名称の変更
 - ・組織名称の統一を図るための変更
- ※新旧対照表参照

■千葉県大規模氾濫に関する地域の取組方針について

平成30年に策定した取組方針については、令和3年度までとなっており、令和4年度からの新たな取組方針を作成する必要があります。

新たな取組方針は、下記のとおり令和3年度までの内容を基本的に踏襲し、必要な内容を取り込む形とするため、平成30年の「改定」として取組方針を作成します。

(改定内容)

令和3年度までの取組状況から、全てが取り組まれていないことや継続中もあるため、今後5カ年の取組の改定については、次の3つを基本する。

- ①減災のための目標の「5年間で達成すべき目標」及び「目標達成に向けた4本柱」は、継続していく。
- ②概ね5年で実施する取組については、平成29年度から令和3年度までで、すべてが取り組まれていないことや継続中もあることから、現在の取組をすべて継続して取組んでいく。
- ③国の通知や災害対策基本法、水防法等の改正等に関する修正及び追加を行う。

以上を踏まえて、取組方針を改定する。

※新旧対照表参照